

令和5年山形県教育委員会6月定例会

令和5年6月15日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後1時30分

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

(1) 令和5年度山形県スポーツ賞の授賞について (スポーツ保健課)

5 議 題

議第1号 令和6年度山形県立高等学校の入学者募集について
(高校教育課)

議第2号 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定に
ついて (教職員課)

議第3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づ
く意見について (教職員課、教育政策課、生涯教育・学習振興課)

議第4号 山形県図書館協議会委員の解嘱及び任命について
(生涯教育・学習振興課)

議第5号 山形県スポーツ推進審議会委員の任命について
(スポーツ保健課)

6 閉 会

議第 1 号

令和6年度山形県立高等学校の入学者募集について

令和6年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり募集する。

山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立米沢工業高等学校	クリエイティブエンジニア	10

提 案 理 由

令和6年度における山形県立米沢工業高等学校専攻科の入学者の募集を行う必要があるため提案するものである。

令和5年6月15日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

令和 6 年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項

第 1 推薦入学者選抜

1 志願資格

次の各号をすべて満たす者とする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を令和 6 年 3 月卒業見込みの者
- (2) 在籍高等学校長の推薦を受けている者
- (3) 合格した場合は、入学することを確約できる者

2 募集区域

県下一円

3 対象学科・募集人員

クリエイティブエンジニア科 7 名

4 出願期間

令和 5 年 9 月 4 日（月）から同年 9 月 15 日（金）正午まで

5 提出書類

(1) 入学願書

学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例(昭和 43 年 3 月県条例第 18 号)に基づき、入学者選抜手数料として 2,200 円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。

(2) 推薦書

学校所定のもの

(3) エントリーシート

学校所定のもの

(4) 写 真

最近 3 箇月以内に撮影したもの

(5) 調査書

進学用の所定の様式のもの

6 選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書、エントリーシート及び面接の結果を資料とし選抜する。

- (1) 面接は、令和 5 年 9 月 30 日（土）に山形県立米沢工業高等学校で受けるものとする。
- (2) 合格発表は、令和 5 年 10 月 4 日（水）午後 3 時（予定）に行う。

7 その他

細部については、山形県立米沢工業高等学校の募集要項によることとし、同校に問い合わせること。

第 2 一般入学者選抜

1 志願資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は令和 6 年 3 月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

- 2 募集区域
県下一円
- 3 対象学科・募集人員
クリエイティブエンジニア科 3名（ただし、推薦入学者選抜の結果により、募集人員を増やすことがある）
- 4 出願期間
令和6年1月4日（木）から同年1月11日（木）正午まで
- 5 提出書類
 - (1) 入学願書
学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例(昭和43年3月県条例第18号)に基づき、入学者選抜手数料として2,200円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。
 - (2) エントリーシート
学校所定のもの
 - (3) 写真
最近3箇月以内に撮影したもの
 - (4) 調査書
進学用の所定の様式のもの
- 6 選抜及び合格者の発表
選抜は、調査書、エントリーシート及び小論文、面接の結果を資料とし選抜する。
 - (1) 面接及び小論文は、令和6年1月20日（土）に山形県立米沢工業高等学校で受けるものとする。
 - (2) 合格発表は、令和6年1月24日（水）午後3時（予定）に行う。
- 7 その他
細部については、山形県立米沢工業高等学校の募集要項によることとし、同校に問い合わせること。

令和6年度県立米沢工業高等学校専攻科

- 学 科 名：クリエイティブエンジニア科
- 入学定員：10名
- 修業年限：2年

- デザインエンジニアコース
- ICTエンジニアコース

議第 2 号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則
山形県立高等学校管理運営規則（昭和 41 年 4 月県教育委員会規則第 3 号）の一部
を次のように改正する。

別表第 2 中

「

同	米沢工業高等学校	生産情報	1 年又は 2 年	10
---	----------	------	-----------	----

を

」

「

同	米沢工業高等学校	生産情報 クリエイティブ エンジニア	1 年又は 2 年 2 年	募集停止 10
---	----------	--------------------------	------------------	------------

に改める。

」

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

令和 6 年度高等学校再編整備計画に伴う学科改変の変更を行うため提案するものである。

令和 5 年 6 月 15 日提出

山形県教育委員会

教育長 高 橋 広 樹

山形県立高等学校管理運営規則新旧対照表（案）

現 行		改 正 案	
別表第2	通信制の課程及び専攻科 (略)	別表第2	通信制の課程及び専攻科 (略)
2 専攻科		2 専攻科	
学 校 名	設置学科	学 校 名	設置学科
同 米沢工業高等学校	(略)	同 米沢工業高等学校	(略)
修業年限	生 産 情 報	修業年限	生 産 情 報
1年又は2年	(略)	1年又は2年	1年又は2年
10		募集停止	10
		2年	2年
		エンジニア	エンジニア